

# 鳥取縣公報

昭和二十年九月廿八日  
第一千六百五十六號

金曜日

## 告示

鳥取縣告示第三百三十四號

陸海軍諸學校出身者及在學者等ニシテ管下各男子中等學校ニ復歸並編入セシムヘキ生徒左ノ要項ニ依リ募集ス

昭和二十年九月二十八日

鳥取縣知事 高 橋 庸 彌

### 一 復歸入學

同期生が現ニ中等學校ニ在學中ノ學科學年ニ復歸セシムルコトヲ得

### 二 編入學

イ 編入學詮衡標準

### 區 分

編入學ノ學校、學年

幼年學校 一年 幼年學校入學前ノ學歷ヲ基準トシテ中等學校第二學年又ハ第三學年

同 二年 同 第三學年又ハ第四學年  
陸軍少年兵諸生徒特別幹部候補生 陸軍諸學校長(部隊長)證明書ヲ參考トシ且當該學校ニ入學前ノ學歷ヲ基準トシテ中等學校第一學年乃至第四學年

海軍中種飛行豫科練習生(中等學校第二學年修了ノ者) 中等學校第四學年

海軍乙種飛行豫科練習生 中等學校第四學年

1 豫科練習生ノ教程ヲ終了セシ者 中等學校第三學年

2 ノ者ニシテ入隊後二年以上ヲ經タル者 中等學校第三學年

3 同上年以上ノ者 入隊前ノ學歷ヲ基準トシ中等學校第二學年又ハ第一學年

口 志願セントスル學校ハ可成本人居住地最寄ノ學校ヲ選擇スルコト

ハ 志願ハ第一志望ノ他第二志望以下數學校志願シ得ル

コト  
 ニ 入學願書ハ第一志望ノ學校ニ提出スルコト  
 ホ 入學願書用紙ハ各學校ニ於テ交付スルコト  
 ヘ 志願者ノ診断ニ當リテハ口頭試問及身体検査ヲ行フ  
 ト 第一志望學校ニ於テ入學シ得サル場合ハ縣ニ於テ夫々割當編入セシムヘキコト  
 チ 入學願書受付期間  
 自昭和二十年十月一日 至昭和二十年十月十五日  
 リ 診断期日 昭和二十年十月十七日  
 ス 診断場所 第一志望學校  
 ル 入學期日 昭和二十年十一月一日  
 三 其ノ他詳細ナル事項ニ付テハ最寄志望校ニ照會スルコト

◇鳥取縣告示第百三十五號

林野現況調査申告規程左ノ通定ム  
昭和二十年九月二十八日

鳥取縣知事 高 橋 庸 彌  
 一 森林及原野(以下森林ト稱ス)ノ所有者ハ其ノ所有ニ

準スル森林ニ付昭和二十年十一月一日現在ニ於ケル現況ヲ箇所ニ調査シ調記様式ニヨリ昭和二十年一月二十日迄ニ森林警察地ノ市町村長(森林組合ノ設立市町村ニ付テハ森林組合長以下市町村長ト稱ス)ニ提出スヘシ  
 二 市町村長ハ申告ヲ受理シタルトキハ大字毎ニ取懸メ十一月三十日迄ニ地方事務課經日知事ニ提出スヘシ  
 様式  
 林野現況申告書(昭和二十年十一月一日現在)

所在地	大字	地番	面積	種類	材積	備種面積	年月	見込	備考
計									

右申告候也

年 月 日  
 知 專 宛  
 所有者住所氏 名 印

注

一 面積ハ見込又ハ實測トシ面積ノ屑ニ見、實ノ記號ヲ附スモノトス  
 二 材積ハ樹齡十五年生以上ノモノニ付見込若ハ實測材積ヲ調査スルモノトシ材積ノ屑ニ見、實ノ記號ヲ附スモノトス  
 三 樹種ハ針葉樹ニアリテハスギ、ヒノキ、マツ、アスナロノ四種、闊葉樹ニアリテハナラ、クスギ、カシ、ブナ、ザツノ五種トシ林中最多數ヲ占ムルモノヲ其ノ順ニ記入スルモノトス  
 四 造林豫定中天然造林ノ場合ハ特ニ施行年月日ノ欄ニ天然ト記入スルコト  
 五 荒廢地面積ハ現ニ荒廢セルモノ及荒廢ノ憂アルモノヲ調査スルモノトス 但シ荒廢ノ憂アルモノニ付テハ特ニ備考欄ニ其旨記入ノコト  
 六 調査當時森林及原野ニシテ將來農耕地トシテ開墾スヘキモノ若ハ原野ヲ森林ニ仕立テナントスルモノ又ハ森林ヲ原野ニ變更セントスルモノニ付テハ特ニ備考欄ニ其旨記入スルコト

入スルコト

七 公有林ニアリテハ市町村長調査申告スルモノトス  
 ◇鳥取縣告示第百三十六號  
 公有水面埋立竣功期限伸長ノ件左ノ通許可セリ  
 昭和二十年九月二十八日

鳥取縣知事 高 橋 庸 彌  
 一 埋立ノ場所 氣高郡湖山村字福井下灘地  
 面六反四畝二十七步  
 一 竣功期限 昭和二十年九月三十日  
 一 竣工伸長期限 昭和二十二年九月三十日迄  
 一 申請者 氣高郡大鄉村大字福井  
 福 安 千 代 藏

◇鳥取縣告示第百三十七號

產婆名簿登録者左ノ如シ  
昭和二十年九月二十八日

鳥取縣知事 高 橋 庸 彌  
 本籍 鳥取縣氣高郡大鄉村字松原九十一番地  
 住所及開業地 本籍ニ同シ

